

(旅館業)事業譲渡による営業者の地位承継をされる方へ

令和5年12月13日から、事業譲渡により営業者の地位が承継される場合の旅館業に係る手続きは、あらかじめ「旅館業譲渡承継承認申請書」による申請を行い、譲渡の効力が発生する日までに保健所長の承認を受けなければなりません。

<事業譲渡に適用要件>

以下要件を全て満たさない場合は、本手続きではなく従前の新規の営業許可等の手続きとなります。

- 1 譲渡する事業は営業許可等に係る事業と同一の業種であること。
- 2 譲渡前の営業許可等に係る全ての事業の譲渡であること。
- 3 譲渡の年月日が令和5年12月13日以降であること。

<手続きの流れ>

1 事前相談

(1) 構造設備の変更の有無の確認

保健所が把握している状況と現在の構造設備について変更の有無の確認をします。施設で保管している申請書や図面等を持参して現在の構造設備をご説明ください。

【構造設備の変更あり(譲渡人によって行われたもの)】

事業譲渡前に譲渡人による変更届出書を提出してください。

【構造設備の変更あり(譲受人によって行われるもの)】

本手続き後に、譲受人による変更届出書を提出してください。

(2) 営業者の講ずべき衛生措置の説明

事業譲渡後、営業者の講ずべき衛生措置については譲渡人に代わって譲受人の責任で行うこととなります。旅館業に係る衛生措置についてご説明します。

2 旅館業事業譲渡承認申請

旅館業事業譲渡承認申請書を提出してください。
必要書類等については次頁をご確認ください。

3 保健所長の承認

営業者の地位の承継について保健所長の承認がされた旨をご連絡します。

<その他留意事項>

1 申請書等や図面の引継ぎ

譲受人は、譲渡人が営業の許可を受け、又は届出を行った際(変更があった場合には変更の届出を行った際)に保健所に提出した図面その他の書類の控えを引き継ぎ、適切に管理しておく必

要があります。

2 立入検査

本手続き以降、保健所による立入検査を実施し、事業が継続されているか、旅館業法に基づく施設・設備の基準を満たしているか等、衛生管理が適切に行われていることを確認します。

<必要書類等>

チェック欄	必要書類等	備考
1 <input type="checkbox"/>	旅館業譲渡承継承認申請書	【2部】
2 <input type="checkbox"/>	営業の譲渡が行われたことを証する書類 ※譲渡契約書などで本適用要件を満たしていることが確認できる書類	【1部】
3 <input type="checkbox"/>	譲受人の定款又は寄附行為の写し ※譲受人が法人の場合	【1部】
4 <input type="checkbox"/>	手数料 7,400 円	